

第40号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(助成対象者) 第3条 〔略〕 2 前項に掲げる者のうち、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているもの	(助成対象者) 第3条 〔略〕 2 前項に掲げる者のうち、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているもの

<p>とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 重度障害者 重度障害者、当該重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）及びその重度障害者の生計を維持するその重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税の所得割」という。）の額（<u>同法第314条の7、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項及び附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。</u>）の合計額が23万5千円未満であること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 重度障害者 重度障害者、当該重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）及びその重度障害者の生計を維持するその重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税の所得割」という。）の額（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。</u>）の合計額が23万5千円未満であること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
--	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第2条 加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
(定義)	(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(25) 〔略〕

(26) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万9,000円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(25) 〔略〕

(26) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「82万6,500円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金

額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(27) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万9,000円以下である者をいう。
(助成対象者)

額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(27) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が82万6,500円以下である者をいう。
(助成対象者)

<p>第3条 〔略〕</p> <p>2 前項に掲げる者のうち、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 高齢期移行者 高齢期移行者のうち、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9,000円</u>以下の者であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>第3条 〔略〕</p> <p>2 前項に掲げる者のうち、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 高齢期移行者 高齢期移行者のうち、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>82万6,500円</u>以下の者であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>
--	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

(加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第3条 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢重度障害者で、当該高齢重度障害者、その高齢重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢重度障害者で、当該高齢重度障害者、その高齢重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）</p>

<p>及びその高齢重度障害者の生計を維持するその高齢重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の療養のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（<u>同法第314条の7、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項及び附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。</u>）の合計額が23万5千円未満であるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>及びその高齢重度障害者の生計を維持するその高齢重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の療養のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。</u>）の合計額が23万5千円未満であるものとする。</p> <p>2 [略]</p>
--	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第4条 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。</p>

以下「法」という。)の規定による療養、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る療養(以下「療養」という。)のあった月の属する年度(療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該

以下「法」という。)の規定による療養、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る療養(以下「療養」という。)のあった月の属する年度(療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該

<p>合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が <u>80万9,000円</u>以下であるものをいう。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が <u>82万6,500円</u>以下であるものをいう。</p> <p>(4) [略]</p>
---	---

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費又は高齢重度障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

第40号議案 要旨

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国民年金額の引き上げにより、福祉医療費助成に係る県実施要綱の低所得区分の基準額が引き上げられることに伴い、市の福祉医療費助成の低所得区分の基準額について、同様の引き上げを行うものである。また、地方税法の改正などにより、引用規定を整理するものである。

2 改正内容

- (1) 加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（第1条関係）

所要の文言整理を行うこと。（第3条）

- (2) 加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（第2条関係）

低所得区分の認定に係る基準額を80万9,000円から82万6,500円に改めること。（第2条及び第3条）

- (3) 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（第3条関係）

所要の文言整理を行うこと。（第3条）

- (4) 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（第4条関係）

低所得区分の認定に係る基準額を80万9,000円から82万6,500円に改めること。（第2条）

3 市民負担への影響

低所得基準引き上げに伴い、従前は一般の区分であった者のうち、新たに低所得区分に該当する者については、医療費の自己負担額が減少する。

4 市財政への影響

低所得区分の対象者の増に伴い、扶助費の歳出額が10万3,400円増加し、県補助金の歳入額が5万4,100円増加となり、差引4万9,300円の市負担増が見込まれる。

5 施行期日

- (1) 2(1)及び(3)関係 公布の日

- (2) 2(2)及び(4)関係 令和8年7月1日